

ひょうご労働安全衛生センターで調査を進めていくなかで、製菓・製パン機のメンテナンスを行う会社の従業員と会うことができた。そこで、石綿曝露の可能性について意見書を書いてもらい、労基署に提出することにした。以下は、その内容である。

× × ×

① スチームによるオープンの劣化

フランスパンなど、パンの表面を堅く焼くために、オープンにはスチーム機能のついているものがあります。ホテルでは、当然、このスチーム機能の付いたオープンが使われていたと考えられます。このオープンの場合、水蒸気を抜く穴がオープンの側面に付いています。この穴の周辺部分は水蒸気が漏れることから劣化が最も激しく、側面の鉄板が錆びてボロボロになっていました。また、同様の理由で、天板の劣化も著しく、天板も穴があいて石綿が剥き出しになっていることもありました。

② 開口部に石綿パッキン

また、20年以上も前のオープンには、すべてと言っていいほど石綿を編んだパッキンが開口部に使用されていました。長期に使い続けると、その石綿を編んだパッキンが焼けていきます。また、オープンのフタを閉じるとき、バネの力で強く「バタン」と閉まります。いずれも石綿の飛散が考えられます。

③ 他にも使われていた石綿

さらに、オープン内の鉄板を取り出す際に使う耐熱性手袋にも石綿が使われていました。親

指部分だけが分離した銀色の手袋が、何度か搬入されてきたオープンの中にあるのを見ることがあります。かなり使用されていたようであり、その手袋は黒く焼け、先端部分が擦り切れて石綿が見えていました。

④ 機器の搬入・搬出の際の飛散

一般的には、厨房機器は入口よりも大きいため、搬入前に分解し、店舗内で組み立てることが多いのです。とくに搬出の場合、解体時に石綿をかき出し、ビニール袋に入れて持ち出していましたので、厨房内に大量の石綿が飛散していたことも考えられます。

× × ×

今回の労災認定を受けて、ひょうご労働安全衛生センターと遺族は、神戸勤労会館において記者会見を行った。多くのマス

コミを前に奥さんは、「中皮腫という聞いたこともない病気にかかり、主人は『何でやろ』と言っていた。認定されて、『お父さん、原因がわかったよ』とやっと報告できてうれしい」、娘さんは、「父と同じような仕事で石綿関連の病になった人がいるなら労災申請してほしい」と呼びかけた。

※情報公開の結果、厚生労働省は昨年12月14日付け基安化発第1214001号通達で、協同組合日本製パン製菓機械工業会に対して、「パン焼き用オープンのパッキン等、現在石綿を含有した部品を製品に使用しているものがある場合は、直ちに無石綿の部品に代替化を図るよう周知・徹底」を要請していたことがわ



労基署が不支給決定を撤回

静岡●ニチアス下請けの中皮腫

「中皮腫で労災申請していた父の労災が不支給になってしまった。どうしたらいいのでしょうか?」という相談が舞い込んできたのは、年度末の3月28日にのことだった。

「ええっ! 中皮腫で不支給決定になったんですか! それはちょっとおかしい。2月に認定基準が改正されて緩和されたばかりなのに…」と、相談者に詳しく

事情を聞いてみた。

不支給決定を下したのは静岡県の磐田労働基準監督署で、同県の輸送用機器器具製造のI社で働いていたGさん。

Gさんは、1974~77年、ニチアス王子工場(奈良県)から仕入れたアスベスト(青石綿)を、静岡県の子ニチアス袋井工場で、シャリング(切断機)で切断したり、切断したアスベストを箱詰めする

作業に従事していた。作業は一人でマスクや軍手なしで行い、2か月に1回約3時間、1枚のアスベスト板を約8枚に切断、1箱(50枚入り)から約400枚制作する。この作業でアスベストを吸引し、2004年4月に悪性胸膜中皮腫と診断された。

磐田労基署は、アスベスト切断作業等がGさんの主たる業務ではなく、曝露期間が1年に満たないから不支給にしたと言う。これは明らかにおかしい。2か月に1回約3時間程度であれ、アスベスト作業に従事した事実があり、しかもマスクも着けずにアスベストを切断する作業は高濃度曝露と考えて間違いない。認定基準(2月9日改正)では、中皮腫は「石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること」を要件としているが、これに該当しない中皮腫の事案については、「本省に協議すること」となっている。

相談を受けた神奈川労災職業病センターが同労基署に電話で問い合わせると、自ら下した不支給決定に自信が持てないのか、労災課長は「たしかに曝露した事実は認めざるを得ない」と回答。「それでは、不支給決定は取り消してもらえますね」と詰めると、「それは静岡労働局の指示だから、できない」と言う。

静岡労働局に問い合わせると、「曝露期間が1年に満たないから」と、労基署と同様の対応。「では認定基準どおり、本省と協議したうえで不支給決定ですね」と問うと、電話で聞いただけだという。あきれてしまった。

このように認定基準をずさんに運用しているのであれば、不支給決定を取り消せるかもしれないと、直接本省に対して、Gさんの不支給決定の撤回を要求した。ちょうど患者と家族の会等による3回目の府省交渉が4月13日に予定されており、の要望書にGさんの事例を載せて要請した。交渉には、Gさんのご子息にも参加してもらった。また、静岡労働保険審査官にも不服審査請求を

しておいた。

結果は意外に早い決着をみた。厚生労働省に要望書が届いた直後、Gさんの息子さんに磐田労基署から、「不支給決定を取り消す」と連絡が入ったのである。本省で検討したかどうかは定かではない。取り消さざるを得ないような決定であることが判明し、本省が県労働局を通じて磐田労基署に指示したとみて、間違いないだろう。



石綿肺がんの労災認定 神奈川●曝露歴重視の認定が必要

Kさんは、1958～1979年の21年間、日立造船神奈川工場で電気溶接や塗装作業に従事。その後は自営で塗装工として働き、肺がんを発症。2003年12月8日に死亡した。

昨年、全造船機械労働組合本部で行った造船アスベストホットラインで、Kさんの娘さんが、「もしかして」と思い、相談を寄せられた。全造船日本鋼管分会と神奈川労災職業病センターが対応し、2005年10月7日に川崎南労働基準監督署に遺族補償の労災申請を行った。

アスベストによる肺がんの労災認定基準は、石綿肺があるか、10年以上のアスベスト曝露を前提に胸膜肥厚斑があること。あるいは一定量以上の石綿小体・石綿繊維があることなどである。

Kさんの場合、原発性肺がんではあったが、胸の画像では石綿肺や胸膜肥厚斑は明らかとは言えなかったため、労基署は本省にりん伺することになった。

こちら側は、Kさんが石綿粉じんの舞う職場で働いていたことは明らかであり、他にも中皮腫で労災認定された元従業員がいることを強調し、2006年4月14日に労基署に申し入れを行った。

同日、署から連絡があり、本省が「胸膜肥厚斑の可能性あり」という判断をしたので、業務上と考えていると回答してきた。そして、5月24日付けで業務上認定した。

造船は典型的な石綿粉じん曝露職場。しかも、現実に労災認定事例も多数出ているのであるから、胸膜肥厚斑等が明確でなくとも、迅速に認定すべきである。